1. ;	営業時間短縮要請について		
1	営業時間短縮要請は何に基づくものですか?	新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項に基づき要請するものです。	
2	時短要請に応じない場合、事業者名の公表や罰金等 がありますか?	要請に応じていただけない場合は、県による命令・店舗名の公表や、過料(20万円以下)の対象となります。	
3	営業時間短縮要請の対象区域、対象施設は?	【対象区域】県内全域 【対象施設】飲食店営業許可・喫茶店営業許可を受けた飲食店・遊興施設・結婚式場等 ※以下のような施設は対象外となります。 テイクアウト・デリバリー専門店、スーパー・コンビニ等のイートインスペース、キッチンカー、自動販売機 等 ※要請開始日以降に開店した店舗や、要請開始日より前に通常営業していない店舗、要請開始日より 前に適正な営業許可を取得していない店舗、すでに閉店している店舗は対象外です	
4	県内で対象外となる区域はありますか?	ありません。県内全域が対象です。	
	感染状況に応じて、要請期間の延長等はあります か?	県内の感染状況を鑑み、まん延防止等重点措置が延長または短縮される場合には期間の変更も考えられます。	
6	給付要件の「業種別ガイドライン」とは何ですか?	各業種の協会等が示しているガイドラインです。こちらのURLからご確認ください (https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20220114)。	

2.	対象施設について	
1	酒類の提供を行わない場合も対象となりますか?	酒類の提供を行わない飲食店も対象となります。
2	インターネットカフェやマンガ喫茶は対象となりますか?	インターネットカフェ、マンガ喫茶など、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設については、対象となりません。
3	カラオケボックスは、協力金の支給対象となりますか?	食品衛生法に基づく営業許可を取得していれば、対象となります。
4	パン屋は対象となりますか?	テイクアウト専門であれば対象となりません。ただし、カフェ形式のように屋内に客席を設けて、店舗で調理した食品をその場で飲食することを目的とした店舗は対象となります。

5	ホテル・旅館内のレストランや宴会場は対象となります	ホテル・旅館内のレストランや宴会場は、宿泊客のみが利用する場合、対象となりません。ただし、宿泊客以外の方も利用できる場合は対象となります。(この場合、宿泊客の利用については、受給要件になりません。)
6	運営している施設の一部が要請対象施設になっている場合、協力金の支給対象となりますか?(例:ホテルが運営しているスナック等)	宿泊者以外の一般客も利用できるのであれば、対象となります。
7	ホテル内の1店舗のみ宿泊者以外も利用できるレストランがあるが、対象となりますか?	宿泊者以外の一般客も利用できるのであれば、対象となります。
8	ホテル内のレストランが宿泊者と宿泊者以外が利用できる場合、売上高は宿泊者・宿泊者以外を全て含んでもいいですか?	全て含んで構いません。ただし、協力金の算出に用いるのは飲食部門の売上高に限り、宿泊代等飲食部門以外の売上は含むことができません。
9	テイクアウト店や車両による移動式の飲食店は対象 となりますか?	対象となりません。 移動式の場合、お客様に飲食スペースを提供することができないので、持ち帰り(テイクアウト)専門店と 同じ扱いになります。
10		テラス席等の屋外スペースで客が飲食することが通常の営業形態である店舗も対象です。 ただし、公道等許可を得ていない屋外スペースで営業を行っている場合等は対象となりません。
11	イートインコーナーがある大型スーパー店やコンビニ エンストアは対象となりますか?	対象となりません。ただし、フードコートのように屋内に客席を設けて、店舗で調理した食品をその場で飲食することを主目的とした店舗は対象となります。
12	遊興施設におけるドリンクバー部分は対象となりますか?	飲食店営業許可を受け、イートインスペースを設けている場合は協力金の対象となります。ただし、イートインスペースが無くテイクアウトのような要素が強い場合は、協力金の対象となりません。
13	雀荘で酒類提供しているが、対象となりますか?	飲食店営業許可を受けている場合は、対象となります。
14	性風俗店は対象となりますか?	対象となりません。
15	結婚式場は対象となりますか?	今回新たに対象となりました。 なお、協力金の算出に用いるのは飲食部門の売上高に限り、挙式費用や衣装代等飲食部門以外の売上 は含むことができません。

3.	協力金について		
(1)	申請について		
1	協力金の申請期間や申請方法、申請受付窓口等は?	申請期間は決まり次第ホームページ等でお知らせします。 申請方法は電子申請と郵送を予定しています。感染防止対策のため、窓口への持参はご遠慮ください。 申請書の配布に関しては調整中です。決まり次第お知らせします。	
2	協力金は申請しなければ給付されないのですか?	はい。申請が必要です。	
	協力金の額はどのように決まりますか?	1日当たり給付額×時短要請に応じた日数(店休日は除きます)	
3		1日当たり給付額の詳細な算定方法については、各期ごとのページにてご確認ください。	
		※店舗単位の協力金算出・給付です。 ※算出に用いる売上高は、消費税及び地方消費税を含みません。	
4	協力金の給付は事業者単位ですか?	協力金の給付は、事業者単位ではなく、飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けている対象施設 単位です。	
5	売上高は法人全体の飲食部門の売上としてよいです か?	いいえ、飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けている対象施設ごとの売上高を用いて、1日当たりの売上高を算出してください。	
6	確定申告をしておらず、市町村へ住民税のみ申告している場合は、確定申告書の代わりとして提出しても良いですか?	構いません。	
7	時短営業及び休業のお知らせに関するチラシは、手 書きでも良いですか?	手書きでも構いませんが、時短要請協力期間やその内容(時短営業または休業)、店舗名、通常の営業時間、酒類を提供しない旨(要請B、Cの場合)を記載し、時短営業の場合は時短営業時間も記載してください。	
8	店舗の営業委託を受けています。営業許可証の名義 は委託元ですが、営業委託を受けている者(委託先) が協力金の申請をすることはできますか?	営業許可を受けている事業者を対象とした協力金ですので、営業許可を受けている方が申請してください。	
9	申請者と営業許可証の名義が異なる場合は対象となりますか?	名義が異なる場合は、申請時に申請者と営業許可証の名義との関係を説明する理由を申告いただくことにより、認める場合があります。	
10	要請期間中に事業承継等により営業主体が変わった 場合は対象となりますか?	対象となります。必要書類については申請要領をご確認ください。	

11	要請期間前に事業承継等により営業主体が変わった場合、売上高は承継前の売上を基に計算して良いですか?	良いです。ただし、別途事業承継等を証する書類の提出が必要となります。必要書類については申請要領をご確認ください。
12	店舗を新たにオープンしたばかりですが、時短営業した場合、協力金の対象となりますか?	時短営業要請開始日の前日までに時短営業要請の対象となる店舗をオープンしていて、20時または21時 (時短要請協力内容に応じて異なります)から朝5時の間に営業していた実績がある場合、協力金の対象 となります。 その際、売上高の算定時には、申請要領をご確認のうえ、新規開店特例を適用してください。
13	要請開始日前にプレオープンし、要請開始日以降に グランドオープンした場合、協力金の対象となります か?	関係者を集めるなどするプレオープンは、開店日には相当しません。 広く不特定多数の一般客の利用が可能となるグランドオープン日を開店日とみなしますので、今回のよう な場合は対象となりません。
14	本店・本社が対象地域外の場合でも、対象地域に店舗があれば支給の対象となりますか?	対象となります。
15	大企業も支給の対象となりますか?	対象となります。 ※売上高減少額方式での協力金算定に限ります
16	中小企業の定義は何ですか?	売上高方式を選択できる中小企業とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者及び会社以外の法人等(人格なき社団等を含む。以下同じ。)で、その営む主たる事業の区分に応じ、従業員数が中小企業基本法における中小企業の基準以下の法人等(以下「中小企業」という。)をいいます。
		具体的には、飲食業については、資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下の会社並びに常時使用する従業員数が 50 人以下の会社及び個人、カラオケなどのサービス業については、資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人です。
17	要請期間の初日から営業時間の短縮をできなかった場合、協力金の支給対象とはならないのですか?	対象となりません。 要請期間の全期間で店休日を除き営業時間の短縮にご協力いただいた場合のみ対象になるので、部分的に要請に応じなかった場合は対象となりません。 ただし、やむを得ない事情により県が指定する期間内に営業時間の短縮に応じられなかった場合は、その旨を申請時に申告すれば、その日を除いた日数分が対象となります。
18	店内飲食及びテイクアウトを営業している場合の売上 高は、店内売上とテイクアウト売上を分ける必要があ りますか?	飲食部門として捉えるので、分ける必要はありません。

		R4.1.20時点
	複数の店舗を有していますが、店舗の数ごとに協力 金が支給されますか?また、全ての店舗が要請に応 じないと支給されませんか?	要請に応じていただいた店舗ごとに支給されます。ただし、要請期間を通して営業時間短縮を行なっていただく必要がありますので、例えば複数の店舗で期間中ローテーションで営業時間短縮を行なった場合は対象となりません。 なお、給付額の計算は店舗ごとの売上高に基づいて行ってください。
19		(例) 2店舗中1店舗が要請期間を通して営業時間短縮を行なった場合は、1店舗分の協力金を支給。 2店舗中2店舗が要請期間を通して営業時間短縮を行なった場合は、2店舗分の協力金を支給。 2店舗中1店舗が要請期間のうち前半半分(後半部分は時短要請に応じず営業)、もう1店舗は要請期間 の後半半分(前半部分は時短要請に応じず営業)の期間営業時間短縮を行なった場合は、2店舗とも協力 金の対象とならない。 なお、今後の感染状況により、要請期間が短縮された場合、1店舗あたりの支給額は、短縮された日数に 応じて減額となります。
(2)	 支給対象となる営業日・営業時間について ※	く ・時間については各自が時短要請に応じる時間に合わせて読み替えてください。
(2)	営業時間の短縮ではなく、要請期間中完全休業した	通常の営業時間の要件や、その他給付要件を満たす場合は、対象となります。
20	場合も、協力金の対象となりますか?	通用の名末時間の女件で、(の) 過れ的女件で加えず物目は、200mになります。
21	通常の営業時間が朝10時から20時までの飲食店です。期間中、完全休業したら時間短縮営業に対する協力金の支給対象となりますか?	対象となりません。 通常の営業時間が、今回の時間短縮営業時間内であれば対象となりません。
22		通常、そのような営業形態をとられている場合、21時(20時)から翌朝5時までの間の予約営業の自粛にご協力いただけるのであれば、要請期間中に予約を受けて営業した日数が支給対象となります。 ※時間は時短要請協力内容に応じて異なります
23	一般営業は18時までですが、予約営業は21時(20時) 以降もしています。要請期間中は休業する予定です が、給付金の算定日数はどうなりますか?	過去の実績から見込んでいただいた要請期間中の営業予定日数が支給対象となります。ただし、過去に 21時(20時)以降営業していたことの証拠書類(21時(20時)以降に出力したレシートや営業時間を記録し た帳簿等)を求めることがあります。 ※時間は時短要請協力内容に応じて異なります
24	元々完全予約制(営業時間は22時半まで)で予約があった日のみ店を開けているが、給付金の算定日数はどうなりますか?	要請期間中に予約を受けて営業した日があり、その全ての日において21時(20時)までに営業を短縮していれば、営業した日数が支給対象となります。営業した日がない(コロナの影響により少ない)場合は、過去の実績から見込んでいただいた要請期間中の営業予定日数が支給対象となります。 ※時間は時短要請協力内容に応じて異なります

25	元々完全予約制(営業時間は22時半まで)で要請期間中は休業する予定ですが、給付金の算定日数はどうなりますか?	過去の実績から見込んでいただいた要請期間中の営業予定日数が支給対象となります。ただし、過去に 21時(20時)以降営業していたことの証拠書類(21時(20時)以降に出力したレシートや営業時間を記録した帳簿等)を求めることがあります。 ※時間は時短要請協力内容に応じて異なります
26	通常、昼のみ営業していますが協力金の対象となり ますか?	対象となりません。通常時において、21時(20時)から朝5時までの時間帯に営業していることが給付要件の1つとなっています。 ※時間は時短要請協力内容に応じて異なります
27	21時(20時)を過ぎても、お客様がいれば閉められないのが実情です。そのような場合は対象となりますか?	営業時間を21時(20時)までとしなれけば対象となりません。お客様には、県からの時短要請が出ている 旨をお伝えいただき、21時(20時)までに退出いただくよう促してください。 ※時間は時短要請協力内容に応じて異なります
28	営業は21時(20時)までとしているが、お客様が退出するまで営業を続けています。その場合、対象となりますか?	21時(20時)以降もお客様が店に滞在し、21時(20時)以降に閉店することが常時であれば、それが証明できる書類(21時(20時)以降に出力したレシートや営業時間を記録した帳簿等)を提出いただくことで対象となる場合があります。 ※時間は時短要請協力内容に応じて異なります
29	感染対策のため、既に自主的に21時(20時)までの時間短縮営業(または休業)をしていますが、支給の対象となりますか?	コロナ以前は21時(20時)以降も営業しており、感染対策のため自主的に休業・時間短縮営業をされている場合であって、今回の要請期間も休業・時間短縮営業を継続する場合は対象となります。 ※時間は時短要請協力内容に応じて異なります
30	す。要請期間中、営業時間を短縮した場合、期間中	滅額されます。 要請期間の初日から最終日までを通じて要請に応じていただいており期間中に定休日等の店休日が含まれている場合、「店舗ごとに算定される1日あたりの金額」×店休日を除く営業日数分が支給されます。
31	要請期間の初日から休業する予定ですが、期間の途中で3日間だけ一時的に深夜まで営業しても、協力金の支給対象となりますか?	営業時間短縮要請に応じず、3日間だけであっても深夜まで営業する場合は、全ての日数が対象外となります。 期間中すべての日に営業時間短縮要請に応じていただければ対象となります。
32	不定休で営業していますが対象となりますか?	休みの予定としていた日を除き、その日以外を時間要請に応じた日として対象となります。
33	通常、日曜日を定休日としているが、時短営業要請期間に日曜日に営業した場合、営業日として対象となりますか?	通常設定されている店休日については、支給対象外となります。 店休日については、ホームページや店内掲示の写真等で確認させていただきます。

34	レストランを21時(20時)で閉店し、その後はテイクアウトサービスのみ営業を続けた場合は支給の対象となりますか?	対象となります。 要請の対象であるレストラン内での営業を21時(20時)まで)としていただければ、その後テイクアウトサービスを営業されても支給の対象となります。 ※時間は時短要請協力内容に応じて異なります
	21時(20時)以降もドライブスルーの営業は可能ですか?	可能です。 ※時間は時短要請協力内容に応じて異なります
36	をしても、協力金の支給対象となりますか?	いいえ、21時(20時)以降に店内で飲食している方がいないようにしてください。 なお、家族・従業員等であっても、感染拡大防止という観点から、21時(20時)以降は店内での飲食行為を 控えるようにしてください。要請に応じていないと判断した場合は、協力金を支給しない場合があります。 ※時間は時短要請協力内容に応じて異なります
37	週に1日だけ21時(20時)以降営業しますが、店休日 を除く全ての営業日数が協力金の支給対象となりま すか?	いいえ、協力金の支給対象となるのは、通常時21時(20時)以降の営業が想定される日数分のみです。 ※時間は時短要請協力内容に応じて異なります
(3)	その他	
38	支給を受けた協力金は課税対象となりますか?	はい、所得の課税対象となります。なお、申告等の詳細については、最寄りの国税事務所へのお問い合わせや国税庁のホームページをご参照ください。
39	既に閉店している場合は対象ですか?	一時的な休業ではなく完全に閉店していた場合は、対象となりません。
40	要請開始日以降にオープンした店舗は対象ですか?	対象となりません。要請開始日前日までにオープンし、短縮要請時間内の営業実績がある店舗が対象です。
41	要請期間中に廃業した場合には、日割りで協力金の対象となりますか?	対象となりません。
42	協力金はいつごろ支給されますか?	書類に不備などがない場合、申請受付から2週間程度でお支払いする予定です。ただし、申請受付開始当初は、件数が集中するため、時期が下がる場合があります。あらかじめご了承ください。添付書類の省略などにより手続をできる限り簡略化し、早期にお支払いできるよう努めます。
43	現金でもらえますか?	現金支給はできません。 (申請受付後速やかに審査を行い、後日、口座振り込みを行います)
44	売上額は税込みですか?税抜きですか?	税抜きで計算してください。

45	雇用調整助成金と重複して申請できますか?	重複して申請できます。
46		重複して申請できます。 ただし、当該要請に応じた月を対象月として事業復活支援金の申請をする場合、要請に応じた月の分の 協力金の金額を、その月の事業収入に算入した上で給付要件を満たすかどうか判断してください。詳細は 事業継続支援金のホームページ等でご確認ください。
47	ように確認するのですか?	お店の入り口に貼っていただいている、要請期間中に営業時間を短縮していることをお知らせする張り紙 (例「●月●日~●月●日時の間、酒類提供を停止、お店の営業を20時までに短縮します」)等の写真、 ホームページ等の写しの提出などをもって確認します。
48	支給・振込通知はありますか?	手続の迅速化のため、通知は行っておりません。口座への振込みをもって通知に代えさせていただきます。

-	4. ⁻	. その他		
	1	か?	営業実態の確認のため、要請期間中に見回り調査を実施します。 交付要件を満たさない事実、虚偽申請、不正受給等が発覚した場合は、協力金の返還(年10.95%の延滞 金含む)や、協力金と同額の違約金を請求しますので、あらかじめご了承ください。	